

水張・水圧検査申請書

1 内 容

少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第47条】

2 手続き

- (1) 申請書を2部、予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 手数料（申請するタンクの容量、検査の種別により異なります。）を納入し、検査方法、日時及び場所の打合せをします。
- (3) 検査に合格すると、後日、タンクプレート等が交付されます。

3 記入上の注意

「申請者」は原則として、設置者ですが、設置者、設置場所の各欄が未定の場合は、タンクの製造者とします。

4 添付資料等

- (1) 容量計算書
- (2) タンクの構造図

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）